松田町住宅取得促進奨励金

交付額10万円

この奨励金交付制度は、松田町への定住促進、地域経済の活性化に資するため、松田町において住宅を新たに建築または購入した際に、一定の要件を満たす方を対象に住宅取得促進奨励金を交付するものです。

■ 交付対象の要件について

①交付申請者とその同居する方が、交付申請時に町税等の滞納がないこと。

②取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。

③取得住宅に10年以上居住すること。

※別荘等の一時的に使用するものやアパートなどの賃貸を目的としたものは対象となりませんのでご注意ください。

※ワンルームマンション・中古住宅の購入は対象となります。

※共有名義の場合は、申請者持分が2分の1以上の方にお願いします。分譲マンションの場合は、共有部分は含まず、専用部分の延べ床面積で判定します。

※公共工事等により住宅移転の補償がされている場合は対象外となります。

【注意】申請には期限があります！

建物登記完了日または松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から**6カ月以内**に申請してください。

■手続きの流れ

①申請 ⇒ ②審査 ⇒ ③交付決定 ⇒ ④請求 ⇒ ⑤交付（振込）

■申請に必要な書類 ※交付申請は1人1回限りとします。

〇奨励金交付申請書（第1号様式）

※交付申請に必要な様式については、松田町ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。（http://town.matsuda.kanagawa.jp）

〇取得住宅の所有者が確認できる書類（建物の登記事項証明書の写し等）

・登記事項証明書は法務局にて取得できます。

〇取得住宅の床面積が確認できる書類

〇検査済証の写し
・中古住宅購入時に売主から同書類の交付を受けていない場合は免除とします。
・建築確認検査済証の写しは、主に建築確認申請に添付されている書類です。
〇取得住宅の全体(外観)写真
〇アンケート
〇奨励金交付請求書(第4号様式)
〇その他町長が必要と認める書類

■奨励金の額

〇10万円

■交付決定の取り消し

以下の項目に該当した場合、既に奨励金の交付を受けた場合であっても、その奨励金を返還していただくことがあります。

①交付申請に虚偽があった場合

②その他町長が相当の事由があると認めた場合

問合せ・申請先

松田町役場 政策推進課 定住少子化担当室 定住少子化対策係
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
Tel 0465－84－5541(直通)
Fax 0465－83－1229
E-mail teiju@town.matsuda.kanagawa.jp

松田町勤労者住宅資金利子補助制度

松田町に居住する勤労者が、対象となる金融機関から自己の居住するための住宅の新築、購入または増改築に関する資金の融資を受けた場合、予算の範囲内において支払い利子の一部を補助します。

交付対象の要件

○対象となる金融機関から自己の居住のため、
　住宅の新築・購入・増改築に関する資金の融資を受けていること。
○申請時において松田町内に居住していること。
○対象の住宅に１０年以上居住すること。
○事業所に雇用され、その賃金により生活していること。
○町税及び使用料等に滞納がないこと。

対象となる金融機関

○本店、支店又は出張所が神奈川県内に所在する金融機関
※令和３年から、対象となる金融機関を増やしました。

補助額・期間

○当初借入金の０．２％×利子償還月数÷１２カ月（100 円未満切り捨て）
※当初借入金の対象は５０万円以上３，０００万円まで
※複数名で融資を受けている場合は融資の名義ごとに申請が可能ですが、全員の合計額を当初借入金（上限 3,000 万円）とします。

例）当初借入金が３，０００万円で、１２カ月分返済済みの場合
３，０００万円×０．２％×利子償還月数÷１２カ月（100 円未満切り捨て）
＝**６０，０００円**（１年間の補助額）

○補助期間　当初借入金の利子の返済開始月から起算して３６カ月以内
※補助期間となる３６カ月の期間内は、毎年申請が必要です。

申請受付時期

○毎年１月に前年中（１月～１２月）の返済分の申請が必要となります。

※１月に申請を行わなかった場合、前年中の利子補助は受けられませんので、
申請を忘れないようにご注意ください。

手続きの流れ

①申請（毎年１月）⇒②審査　⇒③交付決定　⇒④請求⇒⑤交付（振込）

申請に必要な書類

※複数名で融資を受けている場合は、融資の名義ごとに申請が必要です。

○勤労者住宅資金利子補助金交付申請書（様式第１号）（毎年提出）

※松田町ホームページからダウンロードできます。本申請書に勤務先及び融資機関の証明を受け、下記の必要書類と一緒に提出してください。
（https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/9/sangyo.html）

○登記簿謄本の写し（１年目のみ）

○工事請負契約書・建物売買契約書等、住宅の契約が分かる書類の写し（１年目のみ）

問合せ・申請先

松田町役場 観光経済課 商工農林係
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
Tel ０４６５－８３－１２２８（直通）
Fax ０４６５－８３－５０３１
E-mail shoukou@town.matsuda.kanagawa.jp

申請書見本

第１号様式（第４条関係）

松田町勤労者住宅資金利子補助金交付申請書

令和５年１月〇〇日

松田町長　　殿

住所　松田町松田惣領２０３７　電話　0465（83）1228

ふりがな　まつだ　たろう
申請者氏名　松田　太郎　　松田㊞

松田町勤労者住宅資金利子補助金交付要綱第４条に基づき補助金の交付を受けたいので申請します。同要綱第２条第３号の規定により、補助金の交付申請にあたり、町税等の納付状況（滞納有無）について確認することに同意します。

なお、私は、当該補助金の対象住宅に 10 年以上継続して居住することを誓約します。ただし、同要綱第８条に該当することとなったときは、同条の規定に基づく返還命令に従い、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

申請者記入欄	申請年度	令和４年分　☑新規　□継続　（　回目）			
	新築等住宅所在地	松田町　松田惣領２０３７			
	①使途	☑新築　□増築　□改築　□購入			
	当初借入金額	３，５００万円	利子補助対象額	３，０００万円	②
	利子補助金申請額	６０，０００円 （利子補助対象額×0.2%×利子償還月数／12 カ月） ※利子補助対象額：対象住宅１件につき 3,000 万円を超えない額			
	融資機関名	〇〇銀行　△△支店			
	利子補助金振込口座番号	〇〇〇〇〇〇〇 （融資を受けている金融機関の口座番号）			
勤務先記入欄	勤務先名称	株式会社　松田商事			③
	勤務先所在地	松田町松田惣領△△-〇〇	電話	0465（〇〇）△△△△	
	就職年月日	平成〇〇年 △△月 □□日	勤続年数	〇〇年△△カ月	
	申請人は、上記のとおり当事業所に勤務していることを証明します。 令和５年１月〇〇日 勤務先責任者名　山田　次郎　※押印不要				
融資機関記入	当初貸付金額	３，５００万円	年利	〇.〇〇%	④
	融資契約日	令和〇年△△月□□日	当初貸付金の利子支払開始	令和〇年△△月□□日	
	1年間（1月～12月）の利子償還金額	〇〇回		△△△△△△円	
	上記のとおり住宅資金利子が支払われたことを証明します。 令和〇年△△月□□日　融資機関名　〇〇銀行　△△支店 代表者名　田中　三郎　〇〇銀行 △△支店 ㊞				

【添付書類】1. 登記簿謄本の写し（1 年目のみ）、2. 工事請負契約書・建物売買契約書等、住宅の契約がわかる書類の写し（1 年目のみ）

～申請書記入の注意点～

①当初借入金額：

ペアローンなど複数名で融資を受けている場合は、**全員の合計額**を記載してください。

②利子補助対象額：

本補助金制度の対象金額は「50 万円以上 3,000 万円まで」です。当初借入金額が対象金額を超える額の場合は「3,000 万円」とご記入ください。

また、ペアローンなど複数名で融資を受けている場合は**申請者分の金額**をご記入ください。

※借入金（住宅ローン）の名義ごとに申請が可能ですが、同一の住宅のための住宅ローンの利子補助対象額は**合算**で 3,000 万円までとなりますのでご注意ください。

③勤務先記入欄：

申請者の方の勤務先責任者（人事担当部署やご自身の所属されている部署の責任者の方）の方にご記入いただき、署名をもらってください。押印は不要です。

④融資期間記入欄：

申請の前年（1 月～12 月）に返済予定に従ってすべての利子を支払った証明のため、融資機関に記入・押印の依頼をしてください。申請時点で「払い忘れ」がある場合は、補助を受けることができませんのでご注意ください。